

南九州市男女共同参画推進条例の概要

この条例は、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、あらゆる分野で平等に参画し、個性と能力が十分に発揮できることにより、すべての人が幸せに生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

—男女共同参画社会って？—

人の生き方や考え方を性別で決めてしまうことなく、個人として尊重され、能力を発揮できる社会のことです。

男女共同参画社会を実現するため

6つの基本理念(第3条)

すべての人の人権の尊重

性別にかかわらず個人としての尊厳を重んじ、一人の人間として能力を十分発揮できる機会を確保しましょう。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担にとらわれず、すべての人が様々な活動を選択できるように、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

性と生殖の権利・健康の尊重

性に関する理解を深めるとともに、妊娠・出産等の性と生殖に関して、個人の意思を尊重し、生涯にわたる健康を大切にしていきたいと思います。

家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家族としての役割を果たし、仕事や地域の活動などが両立できるようにしていきたいと思います。

政策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が、社会の対等なパートナーとしていろいろな方針の決定に参画することができるようにしましょう。

国際的協調

国際社会の一員としての自覚を持ち、世界と協力しながら、男女共同参画社会の形成に努めましょう。

市・住民・事業者等のみなさんの責務を定めています。(第4―6条)

★市の責務

男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、施策を総合的に実施していきます。また、住民・事業者等などと連携を図ります。

★住民のみなさんの責務 ※住民には、市に住む人・活動する人・滞在する人を含みます
社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。

★事業者等の責務 ※事業者等とは、事業や活動を行う個人、団体のことです
男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組み、市の施策に協力しましょう。

社会のあらゆる分野で取り組むべきこと(第7条)

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するため、次のようなことに取り組みましょう。

家庭において取り組むべきこと

- 家族それぞれの個性を重視し、性別による固定的役割分担の解消に努めましょう。
- 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、認め合うとともに支え合いましょう。

地域において取り組むべきこと

- 地域の活動で、性別により差別的に取り扱われる制度や慣行を廃止しましょう。
- 住民が性別にかかわらず、平等に地域活動に参画する機会を確保しましょう。

職域において取り組むべきこと

- 性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行を改め、性別を理由とする差別的取扱いを解消するよう取り組みましょう。
- 性別にかかわらず家庭と職業を両立できるよう、就業規則を整備しましょう。

学校等の教育の場において取り組むべきこと

- 性別による偏見等を助長する慣行を改め、性別にかかわらず個性・能力を伸ばす学校・乳幼児・家庭教育を行いましょう。
- 男女共同参画社会について学習する機会を増進するよう取り組みましょう。

性別による権利侵害の禁止等(第8・9条)

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人を尊重し合うことが基本です。

人権を侵害する以下のような行為は許されないことであり、禁止事項とします。

- 性別を理由とする差別的取扱い
- 配偶者等の親密な人に対する暴力行為(ドメスティック・バイオレンス)
- セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

情報について、固定的性別役割分担や人権侵害を助長する表現、過度な性的な表現を行わないよう努めることも定められています

基本的施策など(第10―13条)

- 男女共同参画を推進する計画を策定します。
- 施策の実施状況の年次報告を行い、公表します。
- 男女共同参画に関する調査・研究を行います。
- 市長は、事業者等に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができます。また、その報告に対し、表彰、助言、公表をすることができます。

平成22年度から平成31年度までの計画が策定され、実施状況を公表しています。

男女共同参画審議会を設置します(第14・15条)

市の計画や男女共同参画に関する事項について審議し、市長に意見を述べることのできる機関です。その際、知り得た秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。

男女共同参画相談機関を設置します(第16―18条)

市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策や行為、配偶者からの暴力等の行為に対応するため、相談機関を設置します。秘密は厳守されます。

委任(第19条)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。